

○木津川市ラブホテル建築規制条例施行規則

平成19年3月12日規則第122号

改正

平成28年3月31日規則第17号

令和2年3月2日規則第3号

木津川市ラブホテル建築規制条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市ラブホテル建築規制条例（平成19年木津川市条例第183号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出、申請及び通知)

第2条 条例第3条第1項の規定による届出をしようとする者は、旅館業を目的とする建築物の届出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 立面図（4面以上で外観の意匠及び色彩を明示したもの）
- (5) 屋外広告物の設置箇所、形状、意匠及び色彩を明示した図面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図面

2 条例第3条第2項の規定による通知は、認定した場合にあってはラブホテル認定通知書（別記様式第2号）により、認定しなかった場合にあっては通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

3 条例第3条第3項の規定による申請は、ラブホテル建築同意申請書（別記様式第4号）を市長に提出して行わなければならない。

4 条例第3条第4項の規定による同意した場合の通知はラブホテル建築同意書（別記様式第5号）により、同意しなかった場合の通知はラブホテル建築不同意通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(同意の基準)

第3条 条例第5条第2号の規則で定める道路は、別表のとおりとする。

(中止命令等)

第4条 条例第7条第1項の規定による中止命令はラブホテル建築中止命令書（別記様式第7号）を、除却命令はラブホテル除却命令書（別記様式第8号）を交付して行うものとする。

（身分証明書）

第5条 条例第8条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第9号によるものとする。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年3月12日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の木津町ラブホテル建築規制条例施行規則（昭和61年木津町規則第6号）又は山城町ラブホテル建築等規制条例施行規則（昭和58年山城町規則第11号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月31日規則第17号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年3月2日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

路線名	区間
主要地方道八幡木津線	木津川市吐師北ノ中条29番6地先から 木津川市吐師高樋4番3地先まで
市道相楽吐師線	木津川市相楽大徳45番2地先から 木津川市相楽大徳16番4地先まで
府道木津平城線	木津川市相楽明後前19番3地先から 木津川市相楽中溝23番1地先まで
主要地方道天理加茂木津線	木津川市木津白口10番3地先から 木津川市鹿背山川向9番5地先まで
府道木津加茂線	木津川市鹿背山鹿口22番1地先から

	木津川市鹿背山鹿口 10 番 1 地先まで
府道木津加茂線	木津川市鹿背山頓登路里 31 番先地先から 木津川市鹿背山切通 20 番先地先まで
府道木津加茂線	木津川市鹿背山大木谷 7 番 6 地先から 木津川市鹿背山大沢 15 番 4 地先まで
主要地方道奈良加茂線	木津川市梅谷長城谷 26 番 1 地先から 木津川市梅谷宮ノ谷 29 番 16 地先まで
国道 24 号	木津川市木津八色 18 番 2 地先から 木津川市木津馬場南 27 番 2 地先まで
国道 24 号	木津川市市坂加茂田 1 番 2 地先から 木津川市市坂水干 18 番 6 地先まで
国道 24 号	木津川市市坂水干 42 番 2 地先から 木津川市市坂水干 42 番乙地先まで
国道 163 号	木津川市相楽川久保 10 番 6 地先から 木津川市木津八後 33 番 2 地先まで
市道木津中ノ川線	木津川市梅谷上ノ平 49 番地先から 木津川市木津馬場南 27 番 2 地先まで
市道下梅谷城山台線	木津川市梅谷池ノ谷 59 番地先から 木津川市城山台三丁目 103 番地先まで
市道城山台 3-15 号線	木津川市城山台三丁目 118 番地先から 木津川市鹿背山大沢 5 番地先まで
市道鹿背山北之庄線	木津川市木津小川 3 番 1 地先から 木津川市木津下川原 31 番 1 地先まで
市道東西幹線 1 号線	木津川市相楽才ノ神 25 番 2 地先から 木津川市相楽八ヶ坪 32 番 3 地先まで
市道相楽線	木津川市相楽鳥井 1 番 3 地先から 木津川市相楽川久保 10 番 6 地先まで
国道 163 号	木津川市加茂町銭司金鑄山 18 番 4 地先から 木津川市加茂町岡崎中縄手 35 番地先まで

主要地方道奈良加茂線	木津川市加茂町高田赤井山1番1地先から 木津川市加茂町岡崎中縄手35番地先まで
主要地方道天理加茂木津線	木津川市加茂町法花寺野西ノ前25番地先から 木津川市加茂町岩船上ノ門20番地先まで
主要地方道木津信楽線	木津川市加茂町井平尾久保35番1地先から 木津川市加茂町井平尾久保23番地先まで
府道木津加茂線	木津川市加茂町観音寺南貝戸63番地先から 木津川市加茂町里西大間田20番地先まで
府道高田東鳴川線	木津川市加茂町高田赤井山1番1地先から 木津川市加茂町岩船北谷66番地先まで
市道4020号線	木津川市加茂町高田京内42番1地先から 木津川市南加茂台1丁目12番1地先まで
市道3105号線	木津川市加茂町駅東1丁目9番8地先から 木津川市加茂町駅東2丁目4番1地先まで
市道3102号線	木津川市加茂町駅東2丁目4番1地先から 木津川市加茂町駅東4丁目1番3地先まで
市道3101号線	木津川市加茂町駅東3丁目5番2地先から 木津川市加茂町駅東4丁目3番6地先まで
市道3138号線	木津川市加茂町駅西2丁目3番2地先から 木津川市加茂町駅西2丁目1番7地先まで
市道3139号線	木津川市加茂町駅西2丁目3番3地先から 木津川市加茂町駅西2丁目3番1地先まで
市道3038号線	木津川市加茂町駅西2丁目4番3地先から 木津川市加茂町駅西2丁目2番4地先まで
市道3137号線	木津川市加茂町駅西1丁目3番1地先から 木津川市加茂町駅西1丁目6番地先まで
市道3106号線	木津川市加茂町駅東2丁目6番8地先から 木津川市加茂町駅東2丁目7番7地先まで
市道2128号線	木津川市加茂町里新戸139番地先から

	木津川市加茂町里中門伝7番2地先まで
市道1—8号線	木津川市加茂町里南古田156番地先から 木津川市加茂町里南古田54番地先まで
市道3090号線	木津川市加茂町北上大田18番1地先から 木津川市加茂町北上大田22番2地先まで
市道東西連絡通路	木津川市加茂町駅東2丁目7番1地先から 木津川市加茂町駅西1丁目7番1地先まで

旅館業を目的とする建築物の届出書

年 月 日

木津川市長 宛て

届出者 住 所（所在地）

氏 名（名 称）



（代表者氏名）

木津川市ラブホテル建築規制条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称					
所 在 地					
敷 地	所 有 者				
	用途地域		面 積	m <sup>2</sup>	
建 築 等 の 概 要	工事種別	新 築 修 繕	増 築 模様替え	改 築 用途変更	移 転
	構 造		造 階	数	地上 階 地下 階
	建築面積		m <sup>2</sup>	延床(工事) 面 積	m <sup>2</sup>
	工事着手 予 定 日	年 月 日			

添付図面

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 付近見取図 | 5 屋外広告物図面 |
| 2 配置図   | 6 その他の図書  |
| 3 各階平面図 |           |
| 4 立面図   |           |

※受付欄

ラブホテル認定通知書

第 号  
年 月 日

様

木津川市長



年 月 日付けで届出のあった次の建築計画について、その行為の内容がラブホテルを目的とするものと認定されたので通知する。

名 称	
所 在 地	
工 事 種 別	新 築            増 築            改 築            移 転 修 繕            模様替え        用途変更
工 事 着 手 予 定 日	年      月      日
理 由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、木津川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木津川市を被告として（訴訟において木津川市を代表する者は、木津川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

通 知 書

第 年 月 日 号

様

木津川市長



年 月 日付けで届出のあった次の建築計画について、その行為の内容が木津川市ラブホテル建築規制条例第2条に該当しないものと認定されたので通知する。

名 称									
所 在 地									
工 事 種 別	<table border="0"> <tr> <td>新 築</td> <td>増 築</td> <td>改 築</td> <td>移 転</td> </tr> <tr> <td>修 繕</td> <td>模様替え</td> <td>用途変更</td> <td></td> </tr> </table>	新 築	増 築	改 築	移 転	修 繕	模様替え	用途変更	
新 築	増 築	改 築	移 転						
修 繕	模様替え	用途変更							
工事着手予定日	年 月 日								



### ラブホテル建築同意申請書

年 月 日

木津川市長 宛て

届出者 住 所（所在地）

氏 名（名 称）

（代表者氏名）



木津川市ラブホテル建築規制条例第3条第3項の規定により次の建築について同意を求めます。

名 称	
所 在 地	
工 事 種 別	新 築                      増 築                      改 築                      移 転 修 繕                      模様替え                      用途変更
工事着手予定日	年      月      日

※ 処 理 欄		※ 受 付 欄	
------------------	--	------------------	--

ラブホテル建築同意書

第 号  
年 月 日

様

木津川市長 印

年 月 日付けで同意申請のあった次のラブホテルの建築について、次のとおり同意する。

名 称	
所 在 地	
工 事 種 別	新 築            増 築            改 築            移 転 修 繕            模様替え            用途変更
工事着手予定日	年 月 日

条件

ラブホテル建築不同意通知書

第 号  
年 月 日

様

木津川市長

印

年 月 日付けで同意申請のあった次のラブホテルの建築については、同意することができないので通知する。

名 称	
所 在 地	
工 事 種 別	新 築            増 築            改 築            移 転 修 繕            模様替え            用途変更
工事着手予定日	年 月 日
理 由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、木津川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木津川市を被告として（訴訟において木津川市を代表する者は、木津川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

ラブホテル建築中止命令書

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名 称） 様

（代表者氏名）

木津川市長

印

現在、次の場所において建築中のラブホテルは、木津川市ラブホテル建築規制条例第3条第3項の規定による同意を得ていないものであるので、同条例第7条第1項の規定に基づき、直ちに建築を中止するよう命じる。

場 所	
工 事 の 種 別	新 築            増 築            改 築            移 転 修 繕            模様替え        用途変更
（摘 要）	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、木津川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木津川市を被告として（訴訟において木津川市を代表する者は、木津川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

ラブホテル除却命令書

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名 称） 様

（代表者氏名）

木津川市長

印

現在、次の場所において建築中のラブホテルは、木津川市ラブホテル建築規制条例第3条第3項の規定による同意を得ていないものであるので、同条例第7条第1項の規定に基づき、 年 月 日までに除却するよう命じる。

場 所	
工 事 の 種 別	新 築            増 築            改 築            移 転 修 繕            模様替え        用途変更
（摘 要）	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、木津川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木津川市を被告として（訴訟において木津川市を代表する者は、木津川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(表)

第 号	立 入 調 査 員 証
写 真	所 属 職 名 氏 名
	年 月 日生
上記の者は、木津川市ラブホテル建築規制条例第8条の規定による立入調査を行う職員であることを証する。	
年 月 日	
木津川市長 印	
9 cm	

6.2  
cm

(裏)

木津川市ラブホテル建築規制条例（抜粋）

(立入調査)

- 第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に工事中若しくは完成後の建築物又は敷地に立ち入り、調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を証する証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。